

労働局要請

岡山県労会議とパート・臨時労組連絡会は8月26日、労働局に対して「最低賃金の引き上げに関する要請」を行いました。要請には花田議長、伊原事務局長、高木パート・臨時労組連絡会の高木会長が出席し、労働局からは山本賃金室長、有本賃金室指導官、片山企画室補佐が対応されました。要請の趣旨は、①民主党が提起し、合意された経済成長戦略に基づき2020年までに最賃を平均1000円、最低でも800円とした到達に向けて、一層の努力をすること、②生活保護との整合性をはかること、③地域間の賃金格差を是正し、A～Dの4ランクの最賃格差をなくすこと、④全国一律の最低賃金制の法制化をはかること、⑤最賃審議会や委員の推薦にあたっては、公示と同時に県労会議にお知らせいただくこと、⑥審議会に日程などについても申し出に応じてお知らせいただくこと。など、6点を要請しました。⑤⑥の申し出については連絡があれば知らせるとの返事でしたが、これまでとは後退した内容となりました。その他の要請事項についてはこれまで通りの「総合的に判断して」という回答であり、「本省に伝える」との返事に終始しました。県労会議としても労働局の姿勢は「のれん押し、糠に釘で何の反応もなければ、返事もない。最賃の答申も額だけで経過やまとめの報告もなく、答申理由や説明がないのは県民に対して不誠実ではないか？」と粘って話を進めようとしたのですが、「そういうことにはなっていない。皆さんの要請や要望は誠実に伝えている」の一点張りで進展はありませんでした。花田議長は、「公示というのは広く知らせることに意味があり、何もしないことではない」と再度、要請事項を説明し、県民に理解が得られる対応を求めましたが、山本室長は「信じてもらうしかない。地方で判断するようにはなっていない」と全く不誠実な内容でした。最賃審議会の経過は専門部会が8月19日に行われましたが、結論が出ず、9月2日に再度、審議が行われる予定です。